

告 示

埼玉県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
はっとり歯科医院	朝霞市根岸台六―三―三七 ス ペシアスー F	平成二十八年一月三十 一日
ひかり歯科クリニック	熊谷市赤城町三―六〇―三 第 三 ミナモトビル 2F	平成二十七年十月三十 一日
ヴェルペン上藤沢薬局	入間市上藤沢一八―二	平成二十八年二月二十 九日
三平薬局 深谷店	深谷市上野台一九二―一	平成二十八年三月十三 日
ヴェルペン花みず木薬局	坂戸市につさい花みず木三―一五 ―二	平成二十八年二月二十 九日
ヴェルペンみずの薬局	狭山市水野四四二―七六	平成二十八年二月二十 九日
ヘルスケアセイジョー薬 局 航空公園西口店	所沢市喜多町一七―一二 ウエ ストハイツ一階	平成二十八年三月三十 一日
ウエルパーク調剤薬局 新所沢店	所沢市松葉町二〇―一	平成二十八年三月一日
有限会社 ピュアファ― マシーピュア薬局2号店	戸田市喜沢一―一八―八 まる たけビル 1F 3号	平成二十八年二月二十 八日
鈴木皮膚科	所沢市喜多町一七―一二	平成二十八年三月十五 日
日高薬局	坂戸市北峰六―四	平成二十八年三月三十 一日
きずな歯科クリニック	八潮市中央三―一―二―六	平成二十八年三月三十 一日

二 指定施術機関

氏名	吉田 奉之		子 篠塚 多美
住所			
施術所	名称	鍼灸マッサージ よしだ治療院	株式会社 であて 中央在宅 マッサージ
	所在地	東京都練馬区高松六 ー ー ー ー サン ホワイト光が丘 ー ー 日	飯能市東町六一六 菊屋ビル三〇三
廃止年月日	平成二十八年二月二十九	平成二十七年六月三十日	